

制度情報—2023年6月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

国務院 2023 年度立法業務計画

(発令元) 国務院弁公庁

(公布日) 2023年6月5日

1. 主なポイント

- (1) 国務院の2023年立法計画は、法的効力のレベルと審議主体に基づき、全国人民代表大会常務委員会に提出し審議を求める法律案と、予備審議される行政法規草案に分けられる。
(正文第2条)
- (2) 今回全国人民代表大会常務委員会に審議を求める法律案は計17本で、一般的に国務院とそれに属する各部委員会が起草を担当し、国務院が全国人民代表大会常務委員会に提出して審議し、最後に国家主席の主席令署名により公布実施され、その効力は国務院が制定する行政法規よりも高い。そのうち日本企業が注目すべきは、『治安管理处罰法改正草案』、『関税法草案』、『エネルギー法草案』、『反マネーロンダリング法改正草案』、『国家秘密法改正草案』である。
- (3) 今回の立法計画では、37本が全国人民代表大会常務委員会に予備審議されることが明記されており、『消費税法草案』、『不正競争防止法改正草案』、『対外貿易法修正草案』、『商業銀行法修正草案』、『危険化学物質安全法草案』といった法律案が挙げられる。(添付第1条)
- (4) 今回予備審議する行政法規草案は計17本である。このような法律文書は、一般的に国務院に属する各部委員会が起草し、国務院常務会議の審議を経て、最終的に国務院総理が国務院令に署名し公布実施される。日系企業が注目すべき主なものとして、『非銀行支払機構条例』、『経営者集中に関する申告標準の国務院による規定』、『特許法実施細則』、『社会保険経事務手続き条例』、『生態保護補償条例』、『ネットワークデータ安全管理条例』が挙げられる。そのほかに、制定・改正を準備している行政法規案も19本列挙されている。(添付第2条)

2. 今後の留意点

国務院2023年度立法業務計画は、2022年と比較して増加しており、それらは、対外交流、市場監督管理、輸出入管理、ネットワーク安全、人工知能、エネルギーアップグレードなど多岐にわたる分野に及んでいる。日本企業は、国務院が重点的に取り上げる立法分野と共に、政府が執行に力を注ぐ分野に対し、変更の可能性を認識しつつ、早期に内容を理解し、十分な備えをしておく必要がある。(全文計4条)

知的財産権濫用による競争の排除、又は制限する行為の禁止に関する規定

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 79 号公布

(公布日) 2023 年 6 月 29 日

(施行日) 2023 年 8 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 新『独占禁止法』に規定された 3 種類の独占行為の知的財産権分野の具体的な表現形式をさらに細分化した。(第 5 条から第 16 条)
- (2) 知的財産権分野の独占協定の類型が増え、経営者が知的財産権を行使する方式を利用し、他の経営者を組織して独占協定を達成したり、他の経営者が独占協定を達成するために実質的な援助を提供したりする場合、独占協定を構成すると認定される。(第 6 条)
- (3) 市場支配的地位の認定において考慮する要素が増えた。知的財産権分野の事業者は、知的財産権を保有しているだけで関連市場で支配的であると推定することはできない。知的財産権の所有は市場支配的地位を有すると認定されるべき要素の一つにすぎず、知的財産権を利用して提供された商品に対する川下市場の依存度、取引相対者の経営者に対するバランス能力などの要素を総合的に考慮する必要があるとされた。(第 8 条)
- (4) 新たに知的財産権分野の不公平高価を認定する 5 つの考慮要素が追加された。例えば、「当該知的財産権の研究開発コストと回収サイクル」が不公平高価を認定する行為の考慮要素の一つとなった。(第 9 条)
- (5) 知的財産権分野の経営者集中に関連した規定を増やし、不利な競争の影響を及ぼす可能性がある取引に付加される制限条件を 4 項目列挙した。例えば、知的財産権関連業務の独立運営を維持すること、また合理的な条件で知的財産権を許可することが要求される。(第 15 条、第 16 条)
- (6) 標準制定の過程で存在する可能性のある独占協定リスクを規定した。(第 18 条)
- (7) 知的財産権行使の「正当な理由」に関する規定を新設し、考慮すべき 5 つの要素を列挙した。『市場支配地位の濫用禁止行為規定』の一般規定上では規定されていなかった、「イノベーションの奨励と市場における公正な競争の促進」という要素を考慮できる点が強調されている。(第 20 条)

2. 今後の留意点

元の規定に対し、新規定では条項の数が 19 条から 33 条に大幅に増加した。これらの規定は、企業が知的財産権を行使する過程で存在する独占禁止リスクを低減し、こうした独占問題に面した際の対応面で重要なガイドラインを提供している。知的財産権を行使する際、各日系企業は自身の行為が独占禁止の関連規定に違反する可能性について注意深く評価する必要がある、現地の弁護士に企業内部の知的財産権及び行使行為の全面的な法務デューデリジェンスを依頼し、対応策の検討、及びコンプライアンス調整を行うことができる。(全文計 33 条)

**市場監督管理総局弁公庁の重点工業製品の品質・安全上の潜在的
危険性の排除・管理に関する特定行動展開に関する通知**

(発令元) 国家市場監督管理総局弁公庁

(法令番号) 市監質監発〔2023〕53号

(公布日) 2023年6月14日

1. 主なポイント

- (1) 市場監督管理総局弁公庁は、重点工業製品の品質・安全上の潜在的危険性の排除・管理に関する特定行動（以下「特定行動」とする）を全国で展開することを提案し、また、特定行動の主な目標と実施期限を提示した。（第1条、第3条）
- (2) この特定行動では、危険化学品、電線・ケーブル、電動自転車、電動自転車用充電器・バッテリー、電動自転車用乗員ヘルメット、各種ガス用品、高齢者向け製品（紙おむつ、高齢者用靴、便座など）、食品の紙製包装・容器などの製品、電気式食品加工機器など18の主要製品が規制対象として挙げられている。（第2条第1項第1号）
- (3) 今回の特別行動監督管理の重点対象を定める。例えば、重点製品生産販売企業の集中地区、品質安全問題が発生しやすい地区、消費者からの苦情が多い、また、これまで監督検査とサンプリング検査で品質安全問題が何度も発見された生産及び販売企業。（第2条第1項第2号）
- (4) 製品生産分野と販売流通分野の重点監督管理に関する問題を列挙した。例えば、製品生産分野については、主に無免許生産、範囲外生産、未検査出荷または出荷検査記録の不備、および手抜き、不純物混入などの問題リスクの排除となっている。（第2条第1項第3号）
- (5) 企業に主体的責任の実行を促し、生産及び販売企業に品質安全管理制度の確立と健全化を指導し、品質安全管理者などを配置する。各地区の政府部門は管轄区内の企業を組織して品質安全面における危険性の自己調査を展開すると同時に、生産企業及び販売企業が自己調査を展開する重点の側面と重点の問題を規定した。（第2条第2項）
- (6) 監督管理部門の責任を強化し、監督管理部門に企業に対する品質安全上の潜在的危険性のある現場調査を実施するよう要求し、サンプリング検査の監督、生産許可、法執行による偽造撲滅、欠陥リコール、苦情通報またはネット世論など様々な方法を通じて、企業に存在するリスク潜在的危険性を発見し、動態監視を行うよう要求した。企業に潜在リスクの危険性がある場合、法定代表者などの主要責任者に対して面談を行い、企業に改善実行を要求する。（第2条第3項）

2. 今後の留意点

本通知による18種類の監督管理の重点製品の列挙は、他の製品が監督管理されないことを意味するものではない。工業製品の生産許可証管理、強制製品認証管理、および人身の健康と生命財産の安全に関連し、強制的な国家基準の要求がある重点工業製品についても、今回の特定行動の調査監督管理の範囲に組み入れられている。

工業製品の生産、販売に関わる日系企業は、企業内部の品質安全管理制度、管理者、リスク管理の排除メカニズムを確立・改善する必要があると同時に、企業の生産、販売過程におけるリスクを

全面的に排除することにより、政府当局から改善、処罰を命じられ、市場監督管理の深刻な違法ブラックリストに登録されることを防止する必要がある。（全文計3条）

高品質充電インフラシステムのさらなる構築に関する国務院弁公庁の指導意見

（発令元）国務院弁公庁

（法令番号）国弁発〔2023〕19号

（公布日）2023年6月19日

1. 主なポイント

(1) 充電インフラ建設の原則と開発目標を提案する。充電インフラの建設は、電気自動車の発展動向と連動し、適度に前倒しに予定して行うことができる。2030年までに、カバー範囲が広く、適度な規模で、合理的な構造の、質の高い充電インフラシステムを構築することを提案する。

（第1条）

(2) 主要都市間の道路網の充電インフラを強化するため、新たに建設する高速道路サービスエリアには充電インフラを同時に建設すること、新たな施設は原則として高出力充電技術を使用することを義務付ける。（第2条1項）

(3) 北京、天津、河北、長江デルタ、広東・香港・マカオ大湾区、成都・重慶地域の双城経済圏における充電ネットワークの構築と充電サービスの強化に重点を置く。（第2条2項）

(4) 都市部では、主に都市部の道路交通に重点を置き、住宅地、オフィス街、商業中心地、工業中心地、レジャーセンターにおける充電インフラの建設に重点を置き、都市部の充電インフラと駐車場の計画、建設、管理の統一性を維持する。（第2条第3項）

(5) 公共エリアの充電インフラの整備を大いに推進し、政府機関、企業・事業単位、工業団地などの内部駐車場に充電インフラの整備を急ぎ、社会への一般開放を奨励する。ただし実務上で、当該内部駐車場が一般開放されているかどうかについては不確実性が存在する。

（第3条第2項）

2. 今後の留意点

新エネルギー自動車産業の急速な発展に伴い、充電インフラに対する消費者の需要が大幅に増加し、新エネルギー自動車充電設備などの産業は、市場や投資家から広く注目されている。日本企業各社は、充電インフラに投資に先立って、投資してもよいかどうか、どのような設備（企業用、住宅・バス・環境衛生などの専用充電設備、公共用の充電スタンド）に投資できるか、投資対象地域、充電インフラの建設・運営・メンテナンスの全過程などを調査・分析し、関連する法令遵守やリスク管理のポイントを十分に理解し、慎重な投資判断を行う必要がある。（全文計6条）

新エネルギー自動車車両購入税減免政策の継続と最適化に関する公告

(発令元) 財政部、国家税務総局、工業・情報化部

(法令番号) 財政部税務総局 工業・情報化部公告 2023 年第 10 号

(公布日) 2023 年 6 月 21 日

1. 主なポイント

- (1) 本公告は、新エネルギー自動車の購入に対する課税免除及び車両購入税の半減徴収期間を規定し、最高減免税額を規定した。例えば、購入日が 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間の新エネルギー自動車に対して車両購入税を免除し、新エネルギー乗用車 1 台あたりの免税額は 3 万元を超えない。一般的に自動車販売統一インボイスや税関関税専用納付書などの有効な証憑の発行日で購入日が確定されることに注意しなければならない。(第 1 条)
- (2) 「ハイブリッドモデル」の新エネルギー車を販売する車両購入税の課税価格を規定する。動力電池を搭載した新エネルギー自動車と動力電池を搭載していない新エネルギー自動車の販売が別々に会計処理され、インボイスが発行される場合、動力電池を搭載していない自動車の販売に関する統一インボイスに記載された税抜価格を自動車購入税の課税価格として使用することができる。(第 2 条)
- (3) 国家工業・情報化部と国家税務総局は、「自動車購入税減免新エネルギー車カタログ」を制定・発行し、どの新エネルギー車が自動車購入税減免を享受できるかを明確にする。自動車メーカーは、カタログに記載された新エネルギー自動車と「ハイブリッドモデル」の適格新エネルギー自動車を工場に ID 化し、税務当局は工業情報化部が確認した ID やインボイスなどの有効書類に基づいて、自動車購入税の減免手続きを行う。(第 3 条)
- (4) 自動車生産企業や販売者が虚偽の情報又は資料を提供したことにより自動車取得税を喪失させた場合、税金を追徴され、罰金などの処罰を受ける可能性がある。(第 4 条)

2. 今後の留意点

この公告の発表は、国家税収優遇政策を通じて新エネルギー自動車業界の発展を奨励するためのものであり、これにより新エネルギー自動車の販売台数をある程度増やすことができる。発展傾向から見ると、新エネルギー自動車は将来的に乗用車の主要市場を占める可能性があるため、新エネルギー自動車の生産と販売に関する日系企業は、自社の状況に応じて業態や戦略配置を適時調整することができる。(全文計 4 条)

電子製品及び安全付属品の強制的な製品認証実施規則 に関する国家監査委員会の公告

(発令元) 国家認証認可監督管理委員会

(法令番号) 国家認証認可監督管理委員会公告 2023 年第 10 号

(公布日) 2023 年 6 月 30 日

(施行日) 2023 年 8 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 中国はモバイル電源、リチウムイオン電池と電池パック、ポータブルコンピュータなどの機

器強制製品の認証規則を改正し、「強制製品認証実施規則電子製品及び安全付属品」(CNC A-C09-01:2023)) を発表し、2023年8月1日より実施する。『強制製品認証実施規則音響ビデオ設備』(CNC A-C08-01:2014)、『強制製品認証実施規則情報技術設備』(CNC A-C09-01:2014)、『強制製品認証実施規則通信端末設備』(CNC A-C16-01:2014)) は同時に廃止する(第1条)

(2) 指定された認証機関に対して、新しい規則に従って規定された電子製品及び安全付属品に認証を実施し、認証証明書を発行するには、新しい規則及び強制的な製品認証共通実施規則の要求に従って、対応する認証実施細則を制定し、国家認証委員会に登録してから実施することができる。(第2条)

2. 今後の留意点

新ルールは2023年8月1日から施行され、これまでにすでに有効な強制製品認証証明書を取得しているモバイル電源、リチウムイオン電池と電池パック、ポータブルコンピュータなどの機器については、各日系企業は交換をせずに引き続き使用できる。強制製品認証証明書が失効し、製品が変更された後、または標準が改訂された後強制製品認証を得るための新しいルールの認証に従って取得することができる。(全文計3条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事例の概要

李さんは2018年8月6日に北京A社に工事技術者として入社し、雇用契約期間は2018年8月6日から2021年8月5日までであった。2020年3月9日、李さんは工作中に誤って左足首を捻挫し、北京市大興区人力資源社会保障局と労働能力鑑定委員会から労災10級の障害と認定された。その後、李さんはA社に労災保険の待遇を主張したが、A社は北京市朝陽区のB社に社会保険の納付を委託していたため、社会保障基金は一括の障害補助金などの費用を清算しなかった。李さんはその後、北京市大興区労働紛争仲裁委員会に仲裁を提起し、A社に一括の障害補助金などの費用を支払うよう求めた。

2. 紛争の焦点

A社はすでに第三者企業に李さんのための社会保険納付を委託しているが、A社は李さんに一括の障害補助金などの費用を支払う必要があるか。

3. 弁護士による分析

(1) 本事例中では、李さんは雇用関係継続期間中にA社で業務上負傷し、後遺障害等級が10級と認定されており、これは当事者双方に認められている。

(2) A社は、従業員の社会保険料の支払いを第三者企業に委託していたが、これは違法・不法行為にあたり、その結果、従業員はA社が従業員に支払うべき労災保険給付を享受できなくなった。

『社会保険法』第57条によると、雇用主は設立日から30日以内に営業許可証、登録証明書または会社の公印によって、現地社会保険取扱機構に社会保険登録を申請しなければならない。同法第58条の規定により、雇用主は雇用の日から30日以内に従業員のために社会保険取扱機構に社会保険登録を申請しなければならないことになる。

これらの規定に基づき、社会保険登録は属地管理の原則を実行し、登録地は雇用主の所在地でなければならない。口座開設と納付は労働者と労働関係を築く雇用主が行わなければならない。雇用主が従業員のために社会保険料を支払うことは法定義務であり、免除されてはならず、また第三者に転嫁してはならない。

本事例では、李さんはA社と労働関係にあるため、A社が社会保険を支払うべきであり、B社に社会保険の代行を委託する行為は違法となる。『労災保険条例』第62条の規定により、李さんはA社が法律に基づいて社会保険を納付していないことにより、社会保険基金の賠償金を得ることができなかったため、A社は李氏に労災保険待遇を支払わなければならないことになる。

4. 裁判結果

労働仲裁委員会及び一審裁判所、二審裁判所はいずれも李さんの訴訟請求を支持した。

5. 今後の留意点

実務上、勤務地が異なる労働者を雇用する必要性や、人件費運用コストを削減する必要性から、企業が第三者に社会保険の代理納付を委託するケースは少なくないが、この行為はコンプライアンス上の不適合問題があり、また、一定の法的リスクも存在するため、注意を怠ると企業に不必

要な損失をもたらし、人社局等の部門から罰金や延滞金を科され、刑事犯罪該当を疑われる可能性もある。このようなリスクを回避するために、日本企業各社は以下の点に注意することをお勧めする。

- (1) 労働者が社会保険加入を希望しない、または既に社会保険に加入している、もしくは別の場所での加入を希望する場合、従業員に真実の理由を記した申請書を書面で提出させ、そのような状況で従業員を雇用することにより企業にもたらされる法的責任とリスクを慎重に評価する。
- (2) 企業が従業員の勤務地に支店を設立する場合、支店は従業員と雇用契約を締結し、支店が社会保険に加入している場所で従業員の社会保険を支払う。
- (3) 企業が規則に違反して社会保険を納付したり未納したりする問題があり、短期間で改正できない場合、雇用者責任保険などの商業保険を購入することにより、企業が労働者に損失を賠償するリスクの移転を検討することができる。
- (4) 企業の実際のニーズに応じて、業務アウトソーシング、コンサルタント協力、臨時・補助・代替職への労働者派遣を選択し、労働者の多様な雇用方法を確立することができる。